第四十二条の四第七項中「おいて、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「おいて」に改め、同項第一号中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同項第二号中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「もの」の下に「又は国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うもの」を加え、同項第三号中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同条第八項第一号を次のように改める。

一　試験研究費の額　次に掲げる金額の合計額（当該金額に係る費用に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

イ　次に掲げる費用の額（法人税法第二十二条第三項第一号に掲げる額に該当するものを除く。）で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの

(1)　製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行うものに限る。）のために要する費用（研究開発費として損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）をした金額のうち、ロに規定する固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額又はロに規定する繰延資産となる費用の額がある場合における当該固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失を除く。(2)において同じ。）で政令で定めるもの

(2)　対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定める試験研究のために要する費用で政令で定めるもの

ロ　イ(1)又は(2)に掲げる費用の額で各事業年度において研究開発費として損金経理をした金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産（事業の用に供する時においてイ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める試験研究の用に供する固定資産を除く。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産（イ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除く。）となる費用の額

第四十二条の四第八項第二号イ中「、次条第二項」及び「、第四十二条の十二の三第二項及び第三項」を削り、「並びに第四十二条の十二の五の二第二項」を「、第四十二条の十二の六第二項並びに第四十二条の十二の七第四項から第六項まで」に改め、同項第三号中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同項第五号中「事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「第六十八条の九第八項第一号に規定する」に、「には当該」を「にはこれらの」に改め、同項第六号中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、同号の次に次の二号を加える。

六の二　基準年度比売上金額減少割合　適用年度の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）が基準事業年度（令和二年二月一日前に最後に終了した事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の売上金額（当該基準事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該売上金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該基準事業年度の月数で除して計算した金額。以下この号において「基準売上金額」という。）に満たない場合のその満たない部分の金額の当該基準売上金額に対する割合（当該基準売上金額が零である場合には、零）をいう。

六の三　基準年度試験研究費の額　基準事業年度の試験研究費の額（当該基準事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該基準事業年度の第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額とし、当該基準事業年度の月数と適用年度の月数とが異なる場合にはこれらの試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該基準事業年度の月数で除して計算した金額とする。）をいう。

第四十二条の四第八項第十一号中「棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）」を削り、同条第十一項中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を「試験研究費の額並びに基準事業年度の売上金額及び」に改める。

第四十二条の五を次のように改める。

第四十二条の五　削除

第四十二条の六第一項中「中小企業者（政令で定める中小企業者に該当する法人をいう。）のうち第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当しないもの」を「第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」に改め、「農業協同組合等」の下に「若しくは商店街振興組合」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「、政令」を「政令」に、「限る。以下」を「限るものとし、匿名組合契約その他これに類する契約として政令で定める契約の目的である事業の用に供するものを除く。以下」に、「の償却限度額」を「に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）」に改め、「普通償却限度額」の下に「（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）」を加え、同条第三項中「第四十二条の十二の三第二項及び」を削り、同条第五項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削り、同条第六項中「所有権移転外リース取引」の下に「（法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第四十二条の九第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「減価償却資産（」の下に「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（同項第一号に掲げるものに限る。）にあつては当該法人の第四十二条の十二の六第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし」を加え、同条第四項中「、第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第四十二条の十一の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十二の三を次のように改める。

第四十二条の十二の三　削除

第四十二条の十二の四第一項中「第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等又は前条第一項に規定する政令で定める法人で」を「第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等若しくは商店街振興組合で」に、「第二条第六項に規定する特定事業者等（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「又は前条第一項に規定する指定事業の用」を削り、同条第二項中「及び前条第二項」を削り、同条第三項中「並びに前条第二項及び第三項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の九第四項及び前条第五項」を「及び第四十二条の九第四項」に改める。

第四十二条の十二の五の見出し中「引上げ及び設備投資を行つた場合等」を「支給額が増加した場合」に改め、同条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に改め、「及び第二号」及び「当該法人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）」を削り、「雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額」を「法人の当該事業年度の控除対象新規雇用者給与等支給額」に、「第三号」を「第二号」に改め、同項第一号中「継続雇用者給与等支給額」を「新規雇用者給与等支給額」に、「継続雇用者比較給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に、「百分の三」を「百分の二」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「当該法人と」を「その法人と」に、「当該法人が」を「その法人が」に、「第三項」を「第三項第八号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二